（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第九十六条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により組織再編成等実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された労働金庫等の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定の申請）

第九十六条の二　法第三十四条の十五第一項に規定する主務省令で定める期間は、四月とする。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の提出）

第九十六条の三　法第三十四条の十五第一項の規定により基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画を提出する労働金庫等は、別紙様式第十三号により作成した基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の十五第一項の申請の理由書

二　第八十五条第二号から第四号までに掲げる書類

三　実施した組織再編成等の内容及び実施時期を記載した書面

四　役員の履歴書、当該労働金庫等において部門別の損益管理がされていることを証する書面

その他の法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五　基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

六　基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

七　その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（組織再編成等実施計画に係る規定の準用）

第九十六条の四　第八十六条から第九十六条まで（第九十四条第二項第二号を除く。）の規定は、法第三十四条の十五第二項において法第三十四条の十（第一項及び第七項を除く。）及び法第三十四条の十一から法第三十四条の十三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「組織再編成等実施計画」とあるのは「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第八十八条	同項第三号	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号
第八十九条第一号	予定している	予定している法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第九十六条　金融庁長官及び厚生労働大臣は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された労働金庫等の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］